

**久米島町における女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画
(平成 28 年 4 月策定)**

久米島町

久米島町における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

平成 28 年 4 月策定

久米島町長
久米島町議会議長
久米島町教育委員会
久米島町農業委員会

久米島町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、久米島町長、久米島町議会議長、久米島町教育委員会、久米島町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号）第 2 条に基づき、久米島町長、久米島町議会議長、久米島町教育委員会、久米島町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、久米島町長、久米島町議会議長、久米島町教育委員会、久米島町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものを掲げている。

平成 28 年度から、女性の視点や考え方による新たな発想や価値観を政策及び事業に反映し、町民サービスの向上につなげられるよう、女性職員が政策過程に参画できる機会を拡大、管理的地位にある女性の割合を、平成 27 年度の実績（13%）より 20%に引き上げる事を目標値とします。

4. 女性職員の活躍に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

前項で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、久米島町長、久米島町議会議長、久米島町教育委員会、久米島町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものを掲げている。

平成32年度までに、女性管理職の登用率を下記のとおり目標指標として設定する。

指標	平成27年度	平成32年度
管理職への女性登用率	13%	20%